

○「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関する Q & A（事例集）（平成 29 年 5 月 30 日付け個人情報保護委員会事務局・厚生労働省医政局・医薬・生活衛生局・老健局事務連絡）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
【各論】	【各論】
A2-5 要配慮個人情報を取得する場合には、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。 一方で、医療機関の受付等で診療を希望する患者は、傷病の回復等を目的としており、医療機関は患者の傷病の回復等を目的としてより適切な医療が提供できるように治療に取り組むとともに、その費用を公的医療保険に請求する必要が生じます。良質で適正な医療の提供を受けるためには、また公的医療保険の扶助を受けるためには、医療機関等が患者の要配慮個人情報を含めた個人情報を取得することは不可欠です。 このため、例えば、患者が医療機関の受付等で、問診票に患者自身の身体状況や病状などを記載し、<u>個人番号カード（マイナンバーカード）</u>又は<u>資格確認書</u>とともに受診を申し出るとは、患者自身が自己の要配慮個人情報を含めた個人情報を医療機関等に取得されることを前提としていると考えられるため、医療機関等が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、患者の当該行為をもって、当該医療機関等が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解されます（参照：本ガイダンス p 33）。	A2-5 要配慮個人情報を取得する場合には、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。 一方で、医療機関の受付等で診療を希望する患者は、傷病の回復等を目的としており、医療機関は患者の傷病の回復等を目的としてより適切な医療が提供できるように治療に取り組むとともに、その費用を公的医療保険に請求する必要が生じます。良質で適正な医療の提供を受けるためには、また公的医療保険の扶助を受けるためには、医療機関等が患者の要配慮個人情報を含めた個人情報を取得することは不可欠です。 このため、例えば、患者が医療機関の受付等で、問診票に患者自身の身体状況や病状などを記載し、<u>保険証</u>とともに受診を申し出るとは、患者自身が自己の要配慮個人情報を含めた個人情報を医療機関等に取得されることを前提としていると考えられるため、医療機関等が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、患者の当該行為をもって、当該医療機関等が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解されます（参照：本ガイダンス p 33）。